

平成 16 年 11 月 8 日

厚生労働省健康局長 田中 慶司 殿

日本疫学会理事会 理事長 吉村 健清 印



「地域がん登録事業に関する個人情報保護法等の法律の取扱いについての健康局長通知」(平成 16 年 1 月 8 日 健発第 0108003 号)について(意見)

本学会の運営につきましては、かねてから格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の件につきましては日本疫学会理事会のもとで協議致しましたところ別紙のとおり決議致しましたので、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(別紙)

「地域がん登録事業に関する個人情報保護法等の法律の取扱いについての健康局長通知(健発第0108003号、平成16年1月8日)」についての日本疫学会理事会決議

日本疫学会理事会(理事長 吉村健清)

標記につきまして日本疫学会理事会として以下の意見を表明します。

1. 疫学研究にも利用されることの多い地域がん登録の社会的意義を認め、個人情報保護法等の法律で要求されている「利用及び提供の制限」に関して、本人同意原則の適用除外の事例に該当することに初めて言及されたものであり、高く評価します。

なお、医師会が管理するがん登録事業にも同様の配慮をお願いいたします。

2. 疾病登録はがんのみでなく、脳卒中や各種難病、感染症などにも考えられるものです。本人がリスクを負うことなく、多数の疾患を診療記録や健診記録から収集することによって公衆衛生の向上に寄与できるものであるならば、しっかりとしたルールを作成することにより、国民に広く受け入れられるものではないかと考えます。前向きにご検討下さるようお願いいたします。

(2004(平成16)年10月27日)